

群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和五年議会訓令甲第二号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記様式第一号）により行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による訂正は、訂正届（別記様式第二号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第三条 議長は、規程第三条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び第五条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から、議会事務局総務課内において、午前九時から正午まで及び午後一時から五時までの間にすることができる。ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第十六号）第一条による「県の休日」（第五条において「休日」という。）は除く。

2 閲覧者は閲覧請求書（別記様式第三号）に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第一項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第五条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第四条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和五年九月二十九日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

別記様式第2号（第2条第2項関係）

年 月 日

群馬県議会議長 様

群馬県議会議員 _____

訂正届

群馬県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

別記様式第3号（第4条第2項関係）

閱 覧 請 求 書

整 理 番 号			
住 所			
氏 名		電 話 番 号	
職 業 又 は 所 属 団 体 等	※		
閱 覧 を 請 求 す る 報 告 書			
閱 覧 日 時	年 月 日 : ~ :		
担 当 者 名	受 付		終 了

- 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 ※の欄は差し支えなければ御記入願います。